

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530050

研究課題名（和文） 日本の海洋紛争に対する国際法政策

研究課題名（英文） Japan's International Law Policy over Maritime Disputes between Japan and Mainly Neighboring Countries

研究代表者

兼原 敦子（KANEHARA ATSUKO）

上智大学・法学部・教授

研究者番号：60214483

研究成果の概要（和文）：日本と近隣諸国との間には、海洋境界画定紛争がある。島に対する領域主権の問題が関わるため、紛争は短期には解決されず、長期化する。日本は、とくに中国との間の大陸棚境界画定につき、中間線方式を主張しているが、その妥当性が文献、実践から明らかになった。また、日本の調査捕鯨船への妨害行為についての国際法上の対処についても検討した。

研究成果の概要（英文）：Between Japan and Asian Countries there are delimitation disputes with respect to Exclusive Economic Zone and Continental Shelf. Japan asserts that the delimitation line of continental shelf between China and Japan should be a median line. This research demonstrates the appropriateness of the Japanese position. In addition, the legal response to the impedimental activities by some NGO ships against Japanese research whaling ships was also examined.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法・海洋法・国連海洋法条約・海域境界画定・国際紛争解決

1. 研究開始当初の背景

日本とアジア近隣諸国との間には、排他的経済水域および大陸棚についての境界画定紛争が存在している。政治的な背景の中で、解決に進展がみられたり、こう着状態が生じたりしている。日本と中国の間では、大陸棚について、共同開発を実施する政治合意が2008年に結ばれた。それは、法的合意に進展させることが意図されていたものであったが、その進展は望めない状況であった。日中韓の尖閣列島をめぐる緊張状況がたびた

び発生するために、境界画定について、進展が容易には望めない状況であった。

韓国の間では、竹島問題が存在しており、大陸棚については境界画定と共同開発区域の設定が済んでいるが、排他的経済水域については、境界画定が行われていない。

いずれの国との間でも、島に対する領有権が、それぞれの両国の関係に緊張関係をもたらすことがあるために、境界画定紛争の解決は、早期の解決を望めないものである。

2. 研究の目的

(1) まず、海洋の境界画定を規律している国連海洋法条約の関連規定の解釈論を検討する。国際司法裁判所や、仲裁裁判所により、海洋の境界画定に関する実践が集積してきている。それらにおいて、国連海洋法条約が適用されている。また、二国間で境界画定が行われる場合にも国連海洋法条約が適用されることがある。

日本、中国、韓国は、すべて、国連海洋法条約の当事国である。そこで、上記の実践を通じて、国連海洋法条約の解釈を検討する。とくに、国連海洋法条約は、衡平な解決に達するように境界画定を実施するという、柔軟な規定振りであるために、具体的にはどのような方法で衡平な解決が達成されているかを検討する。

その結果、日本がとりうる立場について、検討する。日本がどのような主張をすれば、国連海洋法条約上で、説得力のある主張になるかという問題である。

(2) さらに、境界画定紛争とはことなるが、日本は、調査捕鯨をめぐる、オーストラリアとの間で国際司法裁判所で争うことになった。調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約がこれを規定している。日本の調査捕鯨をオーストラリアは違法であると主張している。これに対して、日本の調査捕鯨が国際捕鯨取締条約に適合しており、また、他の国際法にも適合しており、合法であるという主張を構成する検討を行う。

(3) 調査捕鯨の関連では、日本の調査捕鯨船舶は、NGO の船舶から危険な妨害行為を受けている。公海上での、(日本の主張とすれば) 合法的な調査活動に対する妨害行為である。

このような行為を海賊とみなす見解もある。しかし、はたして国連海洋法条約上の海賊とみなすことが妥当であるかは疑問なしとしない。そこで、海賊概念を検討するとともに、このような妨害行為に対して、日本が関係国にどのような主張をなすことができるかについて、検討する。

3. 研究の方法

(1) 文献にあたり研究することを第一に行う。昨今、国連海洋法条約や海洋境界画定、海賊などに関する出版は顕著に増大している。それらを、時間の許す限り講読して、研究課題についての知見をえることにする。

(2) 諸外国に出かけて、各国の政策担当者や、専門の学者にインタビューを行う。一つには、とくに関係国に限定しないで、一般的に筆者が信望する学者や外国の政策担当者に会いに出かけ、インタビューを行い、意見交換をする。

二つには、関係国である中国に出かけて、

やはり、学者や政策担当者にインタビューを行い、意見交換を行う。

4. 研究成果

(1) 海洋境界画定紛争については、文献や実践からは、有意義な知見をえることができた。

1985年のリビア・マルタ大陸棚事件で、国際司法裁判所は、両国間の境界確定について、いったん、中間線を暫定的に引いた。その上で、沿岸線の長さの比例性を考慮して、中間線を衡平なものにするために、マルタ側に中間線を移動させた。

国連海洋法条約 74 条、83 条は、ほぼ同文であるが、それぞれ、排他的経済水域と大陸棚の境界画定に関する規定をおく。それによると、それぞれの条文はほぼ同文であるので、大陸棚に関する 83 条をみると、一項は、「向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う」と規定する。

リビア・マルタ境界画定事件は、その衡平な解決を達成する方法として、いったん暫定的に中間線を引いて、その後、衡平を考慮して、これを移動させるという方法を採用したものと評価することができる。

そもそも、大陸棚の境界画定については、1958年の大陸棚条約が等距離・中間線方式を規則としていたが、1969年の北海大陸棚事件で国際司法裁判所が、大陸棚の境界画定においては、陸地からの自然延長を尊重することを強調したために、境界画定に関する原則について、諸国の見解がわかれて対立することになった。北海大陸棚事件で国際司法裁判所は、自然な延長を尊重して、衡平な原則にしたがって、大陸棚の境界画定がおこなわれることを宣言したのである。この経緯があって、国連海洋法条約を採択した第三次国連海洋法会議では、大陸棚の境界画定の原則について、等距離・中間線方式派と、衡平の原則派とが激しく対立したのである。結果としては、先にあげたように、排他的経済水域についてもほぼ同文で、国連海洋法条約 83 条のような規定が採択された。

しかし、「衡平な解決を達成するために」という規程振りが柔軟であり、具体的には、いかにして、衡平な解決を達成するかが、後続の実践にゆだねられたといえる。

その観点からして、リビア・マルタ境界画定事件で、暫定的に中間線をひき、衡平の考慮からこれを修正するという方法が採用されたことの意義は大きい。

これには、大陸棚への沿岸国の権利の根拠が、自然延長というよりも、沿岸からの距離におかれることになったことの影響が大きい。

いとみることができる。大陸棚を定義する国連海洋法条約の条文 76 条は、一項で、「沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの、又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から 200 海里まで伸びていない場合には、当該沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から 200 海里のものをいう」と規定した。つまり、国際法上は、沿岸から 200 海里までは、法的に海底が大陸棚とみなされることができるのである。

このように、大陸棚が 200 海里という距離を根拠として沿岸国の権利の認められる海底となったことは、距離によって境界画定を実施する等距離・中間線方式に重みを与えることになる。

同様に、排他的経済水域も、国連海洋法条約によって、沿岸から 200 海里の距離までの海域と定められている。

よって、大陸棚においても、排他的経済水域においても、距離の基準の重みが、境界画定に際して加えられることは法的に妥当な結果である。

日本は、かねてより、日中間の大陸棚の境界画定について、向かい合っている関係にあるので、中間線を主張し続けてきている。日本の国内法令でも、中間線までを大陸棚としている。

この日本の主張は、このような国連海洋法条約の解釈を考えると、説得力のあるものと評価することができる。

さらに、リビア・マルタ境界画定事件以後の実践でも採用が続いているのである。国際司法裁判所だけでなく、仲裁裁判所による判決においても、暫定的に中間線を引き、衡平の考慮からこれを修正するという方式がたびたび採用されている。たとえば、バルバドス対トリニダード・トバゴの海域境界画定事件では、このような方式を「等距離・関連事情の方式」と呼んでいる。最近の 2009 年の黒海境界画定事件で国際司法裁判所は、次の三段階方式の境界画定を行った。第一に、等距離・中間線を暫定的に引き、第二に、衡平な結果を達成するために、暫定線の修正を求める要因を考慮する、第三に、この検討を経た等距離線が海岸の長さの比率と関連区域の比率の明らかな不均衡のために不衡平を導かないかという検討である。この判決でも、排他的経済水域と大陸棚に単一の境界線が求められたが、裁判所が、中間線を暫定的に引くという実践が維持されていることは疑いがない。

これだけ実践が集積すれば、境界画定の規則として、等距離・中間線方式を規則とする

ことが考えられるし、慣習法化しているともいえる。しかし、実践では、等距離・中間線方式を規則として宣言することには慎重である。

また、諸外国の学者やとのインタビューでも、等距離・中間線方式は慣習法となったといえるとの見解もえられた。中国の学者からも、そのような見解をきくこともあった。

したがって、文献からの結果としても、諸外国の学者のインタビューからしても、日中間の大陸棚の境界画定については、相当の程度に日本の中間線方式の主張は、説得力があるものとして、国際社会に受け止められるということが明らかになった。

(2) 調査捕鯨の合法性については、国際捕鯨取締条約 8 条の解釈による。同条は、当事国に、裁量により調査捕鯨の許可を自国民に与えることを規定しているのであり、日本が調査捕鯨の許可をあたえることは同条に違反しない。ただし、同条約が 1946 年の条約であり、商業捕鯨が実施されていた時点の条約であるために、長期を経て、解釈が変遷する可能性はないとはいえない。この点については、さらに、解釈論を検討していきたい。

(3) 日本の調査捕鯨船舶に対する NGO 船舶による妨害行為については、これを海賊とする見解もみられないではない。しかし、国連海洋法条約上の海賊は、普遍的管轄権を認める極めて特殊な犯罪である。したがって、調査捕鯨船に有害物質を投げ入れるとか、航行妨害をするなどの行為をもって、ただちに海賊と認定して普遍的管轄権を認めることは妥当とは考えられない。

この問題について、本研究代表者は、2010 年に国際シンポジウムで報告をした。その際に、参加者の多くは欧州からであったが、「調査捕鯨は違法であるから、調査捕鯨船に多少の妨害行為が行われることはゆるされる」という主張が聞かれた。法的な議論というよりも、文化の相違がこのような主張を生ずることを肌で感じ取ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

① Atsuko Kanehara

So-Called Eco-Piracy and Interventions by NGOs to Protest against Scientific Research Whaling on the High Seas: An Evaluation of the Japanese Position
Selected Contemporary Issues in the Law of the Sea, ed. Clive R. Symmons (書籍) 査読無 pp. 195-220

② Atsuko Kanehara

Japanese Legal Regime Combating

Piracy-The Act on Punishment of and Measures against Acts of Piracy
Japanese Yearbook of International Law,
vol. 53, 査読有 pp. 469-489

〔学会発表〕（計 1 件）

① Atsuko Kanehara

“So-Called Eco-Piracy and Interventions
by NGOs to Protest against Scientific
Research Whaling on the High Seas: An
Evaluation of the Japanese Position”
Symposium: Selected Contemporary Issues
in the Law of the Sea, Dublin, 3 June 2010

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

兼原 敦子 (KANEHARA ATSUKO)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：60214483

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし